

地域生活支援拠点等を担う事業所の運営規程について（案）

地域生活支援拠点等事業所登録にあたり、事業所の運営規程に次の項目を参考に追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>（その他運営に関する重要事項）</p> <p>第〇条 事業所で行う、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示395号）第一の二の3に規定する地域生活支援拠点等の機能の内容は、次のとおりとする。</p> <p>（1）相談 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下、「要支援者」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>（2）緊急時の受入・対応 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急に支援が必要な事態が生じた者に対して指定短期入所を行うものとする。</p> <p>（3）体験の機会・場 指定障害者支援施設等の利用者等が指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合等における支援を行うものとする。</p> <p>（4）専門的人材の確保・養成 行動障害を有する者等に対する専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応を行うものとする。</p> <p>（5）地域の体制づくり 支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、岐阜市障害者総合支援協議会へ報告するものとする。</p>	<p>作成に当たっての留意事項 実施する（1）から（5）の地域生活支援拠点等の機能ごとに記載してください。</p>